

鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項

1 募集する学校及び学科等

学校…鳥取盲学校

障がい種別（主たる障がい）…視覚障がい

学科等

普通科単一障がい学級…定員なし

普通科重複障がい学級…定員なし

保健理療科…8人

専攻科理療科…10人

2 出願資格

(1) 高等部

普通科の単一障がい学級、鳥取盲学校保健理療科、鳥取聾学校産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 56）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級又は訪問学級への出願を希望し、鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会の審査を要する場合には、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者には志望先特別支援学校の校長）を経由して審査申請を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。

イ 令和4年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号（P. 57）のいずれかに該当する者。

ただし、鳥取養護学校については、原則として鳥取県立中央病院に入院治療中若しくは入院治療予定又は通院治療中の者で通学可能な者に限り、皆生養護学校については、病弱の単一障がい学級にあっては、原則として医療機関に通院治療中の者で通学可能な者に限る。

(2) 専攻科理療科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 56）に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者。

イ 令和4年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者。

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号（P. 57）のいずれかに該当する者。

3 入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法（選抜は、鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科のみ）

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び諸検査・面接の結果により行う。

4 一般入学者募集

(1) 出願方法

ア 必要書類

(ア) 入学志願書

・志願者は、出身（在学）学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出

(イ) 志願者に係る調査書

・出身（在学）学校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに志願先特別支援学校の校長に提出

(ウ) 住民票抄本

・県外に在住する者のみ提出

(エ) 自己申告書

- ・ 志願先特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出

(オ) 受検証送付用の封筒

- ・ 郵送で出願する者のみ提出
- ・ 23.5cm×12cm、長形3号を使用
- ・ 志願者の住所と氏名を記入
- ・ 簡易書留速達と明記し、694円切手を貼付
- ・ (ア)は、鳥取盲学校長が特に認める時は、出身(在学)学校長を経由することを要しない。
- ・ (イ)の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。
- ・ 視力等の証明書を添付すること。

イ 出願期間

令和4年2月17日(木)から同月21日(月)までの日とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和4年2月21日(月)正午必着とする。

ウ 受付時間

令和4年2月17日(木)及び同月18日(金)は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日(月)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

志願先特別支援学校

オ その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

(2) 諸検査及び面接の日程等

ア 期日

令和4年3月8日(火)

なお、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、志願先特別支援学校の校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

イ 時間

午前9時から午後1時まで(午前8時30分までに集合)

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 内容

普通科 諸検査及び面接

保健理療科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接

専攻科理療科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養)、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(3) 入学候補者及び合格者の発表

令和4年3月17日(木)正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

5 再募集

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健理療科又は専攻科理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあっては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願方法

ア 必要書類

4の(1)アに同じ。

イ 出願期間

令和4年3月23日(水)から同月24日(木)までの日とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和4年3月24日(木)正午必着とする。

ウ 受付時間

令和4年3月23日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日(木)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

（２）諸検査及び面接の日程等

ア 期日

令和４年３月２５日（金）

イ 時間

午前９時から午後１時まで（午前８時３０分までに集合）

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 内容

保健医療科 学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接

専攻科医療科 学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

（３）入学候補者の発表

令和４年３月２８日（月）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

６ 説明会及び入学志願書等の交付

生徒募集にかかる説明会の開催

場所…鳥取盲学校

日時…令和４年１月１３日（木）午後１時３０分

入学志願書等の交付は、左記の説明会から志願先特別支援学校において開始する。

７ 個人情報の開示

（１）開示請求書による開示請求

ア 開示請求

（ア）開示請求ができる日時

α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和４年３月１７日（木）正午から

β 再募集入学者選抜受検者は令和４年３月２８日（月）正午から

（イ）開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校、県庁地域づくり推進部県民参画協働課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局内

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

（エ）本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ 開示

（ア）開示する個人情報の内容

α 調査書

β 諸検査等の結果

γ 面接等の結果

（イ）開示する場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示方法

各自が受検した特別支援学校で開示決定（通常は請求後１～２週間くらい）後に、閲覧又は写しの交付により開示

（２）口頭による開示請求

ア 開示請求

（ア）開示請求ができる期間

α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和４年３月１７日（木）から４月１８日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日を除く。）。※１か月

受付時間は、3月17日（木）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

b 再募集入学者選抜受検者は令和4年3月28日（月）から4月28日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）。※1か月

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、保険証など）の提示を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

a 諸検査等の結果

b 面接等の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した特別支援学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

8 その他

(1) その他の事項

その他、一般入学者募集及び一般入学者選抜の実施に関して必要な事項は、特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 入学候補者発表後の手続き

ア 入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3）をその者に交付するものとする。

(3) 様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（P. 58）からダウンロードして使用すること。

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

ウ 配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

カ 一般入学者募集及び一般入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

(4) 注意事項

ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課（県庁第2庁舎5階） 電話：0857-26-7575

特別支援学校（P. 58）

ウ 中学校等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。